

学校の適正規模について

1 学校規模によるメリットとデメリット

学校規模によるメリットとデメリットをまとめてみると、次のとおりになります。

(1) 小規模校（12学級未満）

	メリット	デメリット
人間関係面	<p>○子ども同士、お互いが顔なじみで、校内ではまとまりやすく、仲間の性格をよく理解し、生活することができる。</p> <p>○ほとんどの教員が、すべての子どもたちと関わることができ、アットホームで和やかな雰囲気環境ができる。</p>	<p>○クラス替えができず、入学から卒業まで同一集団で過ごすため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち同士のかかわりや競い合いの機会が限られ、社会性が育ちにくい。 ・子ども同士、保護者同士の人間関係や評価が固定化しやすく、いったん人間関係がこじれると、修復が難しい。 <p>○先生の眼のゆきとどいた生活に慣れてしまい、多人数の集団に加わって行動しなければならない場面で、内弁慶になりがちである。</p>
教育指導面	<p>○時間をかけた丁寧な指導ができ、子どもたちの発表の機会が多くなる。（算数の九九やたて笛の指導など、くり返し練習する学習には有効である。）</p> <p>○集団としてまとまりやすい。</p> <p>○運動会や各種発表会などの行事で、子どもたちがそれぞれ何らかの役割を分担し、ひとりあたりの出場・出演回数も多いので、行事への参加意識が高まる。</p> <p>○運動場・体育館・プールなどの施設、理科教室や音楽室などの特別教室の活用、及び運動用具・教材・教具の利用が十分にできる。</p>	<p>○教師への依存度が強くなり、学習等への取り組みが受身になりがちである。また、多様な意見を取り入れて自分の考えを深める学習ができにくく、得意な子どもの考え方に全体が引っぱられやすい。</p> <p>○いくつかの班に分けて学び合う活動は、学習班の数に限りがあるので、他の班との比較があまりできない。</p> <p>○行事は、全体として盛りあがりにかける。高学年は、準備・出場・後片付けと忙しく負担が大きい。また、集団演技や団体競技もできにくい。合奏・合唱の編成規模や劇等の出演者数も縮小せざるを得ない。</p> <p>○体育では、サッカーなどの集団ゲームがミニゲームにならざるを得ず、チーム数が少なく、相手も同じなので意欲をなくしがちである。また、音楽でも、多人数による大合奏が難しい。</p> <p>○中学校において、部活動数に限りがあり、子どもたちが希望する部活動の設置や運営が難しい。</p>

	メリット	デメリット
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員間での意思の疎通が図られやすく、方針等がまとまりやすい。 ○行事の運営で小回りが利くため、多様な活動が計画できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校では、専科教員を配置できない。中学校では、担当一人で全学年を教えたり、免許外の教科を担当するケースがある。 ○教職員一人あたりの校務分掌の数が多くなり、負担が大きい。出張等で学校を離れて行う業務に対応できないことがある。学年・教科運営を若手であっても一人に任せしかなく、教職員同士の相談や切磋琢磨ができない。 ○行事において、立案や計画を立てる教職員が限られ、負担が大きく、マンネリ化が生まれやすい。ピアノ伴奏担当にも苦慮する。

(2) 大規模校 (25学級以上)

	メリット	デメリット
人間関係面	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの友達や教師にめぐり合い、共に学んだり生活したりする中で、豊かな社会性が育まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団が大きいので、一人ひとりの子どもの活躍する機会が少なくなる。
教育指導面	<ul style="list-style-type: none"> ○行事では、集団の力が発揮され、活気にあふれる。 ○場面に応じて、適切な規模の集団を組織することができる。 ○生徒のニーズに応じた多様な部活動が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が学校にいるすべての子どもと関わることは困難である。 ○特別教室・体育館・運動場などの施設や教材・教具の使用に制限が生じる場合がある。 ○部活動の部員数が多くなり、指導方法や活動場所の確保が困難になることがある。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が多いため、多様な教育活動と円滑な学校運営が可能となるとともに、教職員同士で切磋琢磨する機会が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が多いので、共通理解を図るのに時間がかかる。

2 学校規模の適正化の必要性

各学校では、それぞれの学校規模によるメリットを生かしつつ、デメリットを補うよう、最大限の努力をしていますが、多様な教育活動を展開し、子どもたちが豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていくようにするためには、小さなグループから大きなグループまで、場面に応じて適切な規模の集団を組むことが必要です。そこで、次の点について考慮し、より良い教育環境を整備するために、学校規模の適正化を図る必要があります。

(1) 人間関係面

- ア 子どもたち同士が豊かな人間関係を築くことができること。
- イ 子どもたちが集団の中での適切な行動を身につけ、社会性を養うことができること。
- ウ クラス替え等により、人間関係の固定化を防ぐことができること。

(2) 教育指導面

- ア 大きな集団での学習活動や小グループでの学習活動など、様々な学習形態に対応でき、個に応じたきめ細かな指導と集団の相互作用を生かした指導の両方が可能であること。
- イ 施設、特別教室、教材・教具等の使用に支障をきたさないこと。
- ウ 中学校において、子どもたちのニーズに応じた部活動数を確保することができること。

(3) 学校運営面

- ア 小学校では専科教員を配置することができ、中学校では全教科に教員を配置して免許外の教科を担当する教員を置かないようにすること。
- イ 教員同士が互いに切磋琢磨でき、校務分掌の運営に大きな負担を生じないこと。

3 千葉市における学校の適正規模について

千葉市学校適正配置実施方針で定めた学校の適正規模を、「2 学校規模の適正化の必要性」から整理すると、次のとおりです。

	小学校		中学校	
小規模校 1～11学級	1～5学級 複式学級あり	クラス替えのできない学年がある。	1～2学級 複式学級あり	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えのできない学年がある。 ・全教科に教員が配置できない。 ・免許外教科の担当
			3～5学級 各学年1～2学級	
	6～11学級 各学年1～2学級			6～9学級 各学年2～3学級
			10～11学級 各学年3～4学級	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年でクラス替えが可能である。 ・全教科で教員の配置がほぼ可能である。
適正規模校 12学級～24学級	12～18学級 各学年2～3学級	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年でクラス替えが可能である。 ・専科教員が配置できる。（13学級以上） ・校務分掌に負担が少ない。 	12～18学級 各学年4～6学級	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年でクラス替えが可能である。 ・全教科で教員の配置が可能である。 ・校務分掌に負担が少ない。 ・ニーズに応じた部活動が可能である。
	19～24学級 各学年3～4学級		19～24学級 各学年6～8学級	
大規模校 25学級～	学年によっては5学級以上となる。		学年によっては9学級以上となる。	

4 法令による学校規模の考え方

国も法令などにより、学校規模の標準を定めています。

(1) 学校教育法施行規則

第17条で、『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。』と定めています。また、第55条から、中学校の学級数の標準も同様となります。

(2) 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第3条で、適正な学校規模は、『学級数がおおむね12学級から18学級までであること』とし、『統合する場合には、「18学級」とあるのは、「24学級」とする。』と定めています。

(3) 『これからの学校施設づくり』（昭和59年文部省助成課資料）

学級数による学校規模を次のように分類しています。

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

5 千葉県の一般的な教員の配置について

千葉県の一般的な教員の配置については、次のとおりです。

(1) 小学校

学級数		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
校長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教頭		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教諭	教務主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	学級担任	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	専科教員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
計		8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20

学級数		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
校長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教頭		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教諭	教務主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	学級担任	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	専科教員	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
計		21	22	23	24	25	26	27	29	30	31	32	33

※この定数のほか、状況に応じて、加配による教員（少人数授業対応等）が配置されています。

(2) 中学校

学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教頭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教諭	学級担任	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	教務主任、 生徒指導主事、 副担任等	4	4	5	5	5	5	6	7	7	7	7	7
計	9	10	12	13	14	15	17	19	20	21	22	23	

学級数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教頭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教諭	学級担任	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	教務主任、 生徒指導主事、 副担任等	7	8	8	9	10	10	10	11	11	12	12	12
計	24	26	27	29	31	32	33	35	36	38	39	40	

※この定数のほか、状況に応じて、加配による教員（少人数授業対応等）が配置されています。

6 法令による学級編制の基準

学級編制の基準は、法令により定められています。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条で、1学級の児童生徒数は、40人を基準として、都道府県の教育委員会が定めるものとしています。ただし、都道府県の教育委員会は、必要があると認める場合は、40人を下回る数を基準として定めることができるとしています。

本市の場合で言えば、1学級の児童生徒数の基準は、千葉県（の教育委員会）が定めることとなります。

7 小規模校のメリットを生かす方策について

～個に応じたきめ細かな指導を可能にするために～

(1) 平成20年度公立小中学校定員配置基準（千葉県）

法令上の学級編制の基準は40人ですが、千葉県では、小学校1・2年及び中学校1年は38人学級編制を実施しています。また、少人数加配教員を配置し、その他の学年でも38人学級編制が可能です。さらに、小学校1・2年では、36人学級編制も可能となっています。

詳細は、次のとおりです。

ア 小学校1・2年及び中学校1年

38人学級編制を実施

イ 小学校3～6年及び中学校2・3年

39人以上の学級に少人数加配教員を配置し、学校長の判断により、当該加配教員を活用して38人学級編制が可能

ウ 小学校1・2年

37人以上の学級に少人数加配教員を配置し、学校長の判断により、当該加配教員を活用して36人学級編制が可能

例) ○小学校3～6年と中学校2・3年では、

41人 → 20人と21人の2クラスに分かれる。

39人又は40人 → 少人数加配教員配置 次の①②のいずれかが可能

①学級は1クラスのままにして、少人数授業やティームティーチングを行う。

②19人と20人（39人の場合）・20人と20人（40人の場合）の2クラスに分ける。

○小学校1・2年では、

39人 → 19人と20人の2クラスに分かれる。

37人又は38人 → 少人数加配教員配置 次の①②のいずれかが可能

①学級は1クラスのままにして、少人数授業やティームティーチングを行う。

②18人と19人（37人の場合）・19人と19人（38人の場合）の2クラスに分ける。

○中学校1年では、

39人 → 19人と20人の2クラスに分かれる。

(2) 少人数学習指導教員配置（千葉市）

千葉市では、千葉県の教員配置基準を補い、少人数授業を推進するために、小学校1～3年で36人学級がある学年に、非常勤講師を配置しています。
詳細は、次のとおりです。

小学校1～3年で36人学級がある学年に非常勤講師を配置（週4日、29時間以内） → 少人数授業やティームティーチングを行う。

(3) 統合増置教員（千葉県）

千葉県では、統合に伴う環境の変化等に対応するために、増置教員を配置しています。
詳細は、次のとおりです。

統合1年目に2人、2年目に1人の増置教員を配置する。

(4) 千葉市学校適正配置実施方針（p. 6）

千葉市では、統合に伴う教員等の配置について、「千葉市学校適正配置実施方針」の中で、次のように定めています。

統合に伴う環境の変化等に対応するとともに、きめ細かな指導を行うため、教員の増置及びスクールカウンセラーの派遣を行う。また、職員の配置に当たっては、児童・生徒の心理的な面を配慮するとともに、地域性を理解した教育の推進が図れるよう、統合前の職員をバランスよく配置する。

- ①スムーズな学校運営と安定した教育実践が行われるよう、学校の実情を踏まえ、必要な場合には、増置教員・非常勤職員を配置する。
- ②近隣中学校との連携等により、統合後の小学校にスクールカウンセラーを派遣する。